

生駒市教育委員会規則第9号

生駒市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月25日

生駒市教育委員会委員長 山本 吉延

生駒市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

生駒市立学校給食センター管理規則（昭和41年11月生駒市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「187日以上を」を「187回を基準として、」に改める。

第3条第1号中「4,000円」を「4,150円」に改め、同条第2号中「4,400円」を「4,550円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の給食費の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含むものとする。

第4条の見出しを「（給食費請求明細書）」に改め、同条中「給食費納入通知書は、」を「所長は、給食費請求明細書を」に、「学校長（」を「学校の長（」に改める。

第5条中「毎月指定した日の前条の納入通知書により、」を「前条の給食費請求明細書に基づき、毎月指定した日までに」に改める。

第6条を次のように改める。

（基準額等）

第6条 給食1食当たりの基準額（以下「基準額」という。）は、第3条第1項各号に定めるそれぞれの月額に11を乗じて得た額を187で除して得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 給食費の月額の基準となる回数は、17回とする。

第7条第1号中「欠食回数が」の次に「連続して」を加え、「その者の給食費の基準額に」を「基準額にその者の」に、「減ずる額が給食費の月額を超えるとき」を「その欠食回数が17回以上となるとき」に改め、同条第2号中「及び」を「又は」に、「給食費の基準額」を「基準額」に、「その額が給食費の月額を超えるとき」を「その給食回数が17回以上となるとき」に改め、同条第3号中「給食費の基準額」を「基準額」に、「転入の月」を「転入の日」に、「その額が給食費の月額を超えるとき」を「その給食回数が17回以上となるとき」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。